

工事請負仮契約書(案)

1. 工事番号・名称 第26-01135-0006号

県庁舎外構改修工事

2. 工事の場所 福島市杉妻町 地内

着工 議会の議決を得た日から1日を経過した日

3. 工期

完成 令和 年 月 日

4. 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

(注) 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

5. 工事請負代金の額 金 円 也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 円 也

6. 契約保証金

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっては、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日
発注者

受注者

特記事項

- 第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成30年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

- 第1 この契約は、令和8年12月31日までに、この契約の締結に関し、福島県議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、当該期日までに可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとする。また、福島県議会の議決までの間に受注者（法人である場合は、法人の役員又はその使用人を含む。）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、受注者を契約の相手方とすることが適当でないと認めた場合には発注者はこの契約を解除し、本契約は締結しないものとする。これらの場合においては、受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は、一切その賠償の責めに任じないものとする。
- 第2 この契約は、継続費に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。
- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 令和8年度 | 0円 |
| 令和9年度 | 円 |
| （出来高予定額の90%以内の額で別（契約時）に示す額） | |
| 令和10年度 | 円 |
| （出来高予定額の90%以内の額で別（契約時）に示す額） | |
| 令和11年度 | 工事請負代金額から令和10年度までの支払額を差し引いた額 |
- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。
- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| 令和8年度 | 0円 |
| 令和9年度 | 円 |
| （請負代金額の30.0%以内の額で別（契約時）に示す額） | |
| 令和10年度 | 円 |
| （請負代金額の50.0%以内の額で別（契約時）に示す額） | |
| 令和11年度 | 工事請負代金額から令和10年度までの出来高予定額を差し引いた額 |
- 3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。
- 第3 約款第35条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、前項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、乙は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。

- 3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第 36 条第 3 項の規定を準用する。

第 4 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

- 2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第 37 条第 1 項及び第 6 項の規定にかかわらず次の式により算定する。

部分払の額 $\leq$ 着工時からの出来高金額 $\times 9 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) $-$ [着工時からの出来高金額 $-$ (前会計年度までの出来高予定金額 + 出来高超過額)] $\times$ (当該会計年度の前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) $/$ 当該会計年度の出来高予定額

- 3 約款第 38 条第 1 項ただし書の表中請負代金の額 2,000 万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は 3 回（中間前金払をする場合は 2 回）とする。ただし、第 1 項の部分払を請求する場合にあっては 4 回（中間前金払をする場合は 3 回）とする。

第 5 約款第 4 条第 3 項及び第 6 項中の「10 分の 1」とあるのは、「10 分の 3」と読み替える。

- 2 約款第 35 条第 1 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と読み替え、同条第 7 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 8 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 9 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替える。

- 3 この工事においては、建設業法第 26 条第 1 項又は第 2 項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者 2 名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。）

（注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）

第 6 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第 10 条第 2 項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第 7 約款第 37 条に次のただし書を加える。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。